

松本みつはる社会保険労務士事務所

12月

Dec

2016年

ニュースレター



こんにちは、松本です。

だんだん寒くなってきました。
今年も残りわずか、早いですね～。



それにしても、大騒ぎでした！**トランプ大統領**。

このニュースは株価や為替はもちろん、
暴動が起きるなど世界に大きな衝撃を与えています。

政治的な話はさて置いて、
トランプさん、



驚くほど”**タフ**”な感じですね。
去4回も破産して、不死鳥のごとく復活し、ついには、不動産王と呼ばれて…そして、アメリカの大統領ですよ…もう驚愕です。

これこそ「**アメリカンドリーム**」なんですよ。
素直に、ただただスゴイと思います。

それに比べて、
私の夢は小さいものです。
というか、身の丈に合った“**ささやかな夢**”。



その夢とは、
二人の息子を一人前に育てること。
息子なりに充実した人生を送れるよう、育てています。

そのために日々、私は、社労士の仕事を頑張っているのです。
支援先のため小さなことからコツコツ一歩一歩。

日本人は、ささやかな夢でいいんじゃないでしょうか。
これこそ**ジャパニーズドリーム**ですよ。

あなたの**ドリーム**はなんですか？

この冬も、張り切って参りましょう！

あなたのご愛顧に、感謝！



CONTENTS 今月のお題

- 01 ごあいさつ
- 02 【労働トラブル】 …「おまえはクビだ！」で負けた？
- 03 【社会保険】 …保険料の負担増が、迫ってくる！
- 04 【助成金】 …まずは情報源×6を知るべし！
- 05 編集後記、プロフィールなど

労働トラブル奮戦記

Q & A 相談事例から学ぶ

「おまえはクビだ！」で負けた？ 編

会社への不平・不満・不信から当局に駆け込む者が後を絶たしません。年間100万件を超える労使紛争に、あなたは無関心でいられますか？

水戸のある会社さんで起こった「最悪の話」をします。
(守秘義務があるので、若干ぼやかしますがご了承ください)

まったくやる気がなく、協調性もない
30代の**男性社員X**がいました。
普段からイライラしていた**社長A**は、
ガマンも限界となり、



社長A:「おまえはクビだ！」と怒鳴りつけ、
解雇を言いわたしました。

A社長の気持ちは痛いほどわかります。

私は社労士として、以前から社員X氏については、相談を受けていました。

実際かなりの問題社員で、まったく会社の利益には関心がなく、仕事もせずインターネットを視てサボっていたり、連絡もなしに遅刻してきたり…

ただ、弁がたつタイプで、嫌な予感はありませんでした…
社員Xの反撃が始まったのです。
(おそらく労基署に行って相談したのでしょう)

こんなことを言い出しました。

社員X:「解雇であれば、**就業規則**をみせてください」

社長は思わず黙り込みました。なぜなら、この会社はまだ、
社員10名になったばかりで、
就業規則を作っていないから！



反撃はつづきます。

社員X:「**就業規則に解雇の規定がなければ、解雇ができないはずですよ**ね」

解雇を行うための準備は何もなく、A社長は、言い返すことができませんでした。

その数日後、私は対処方法についてアドバイスしたのですが、怒り心頭なA社長が、**気の毒**でなりませんでした。

若き社労士の視点

残念ながら…このトラブルは「負け」よくて「引き分け」が決定的、まったく「勝ち」の要素が見つかりませんでした。

結論から言うと、解雇はできずにお金で退職してもらいました。2カ月分の給与の先払いを交渉材料に、自己都合退職扱いで、なんとかお別れできた…という話です。

敗因について解説します。

日本の裁判所の判断では、解雇がかなり難しいのです。
近年の法改正などで、ますます労働者有利になっており、
解雇を有効にするためには、いろいろと制約がつきます。

その制約のひとつに**就業規則**があります。

就業規則などに**具体的な解雇する場合のルール**を定めておかなければ、認められない時代になりました。

今回の事例では、さらに、未払い残業代の請求までやられてしまい、A社長にとっては踏んだり蹴つたりの結末。
この問題社員に、50万を超える無駄なお金を使ってしまうまい。もちろん社長の心境は…最悪です。

これは他人事ではありませんね。
残念ながら、よくある話です。



社会保険 D O する？

会社視点のワンポイントレッスン

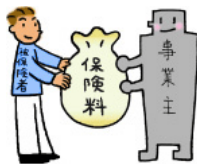
保険料の負担増が、迫ってくる！ 編

「年金」「医療」「介護」なにかと複雑な社会保障。少子高齢化は待ったなし。崩壊してしまうのか？企業経営には、これからの時代を生き抜くための知恵が必要です。

実は、10月からパート社員の新しい社会保険適用ルールがスタートしました。

「えっ」と思われた方、ご安心ください。
当面は社員 501 人以上の大企業に限られます。
中小企業ではまだ猶予されています。

ただ近い将来に、中小企業も大企業と同じように、
週 20 時間以上働き 106 万円以上の収入がある人は
社会保険に加入することになるかも。
覚悟だけは必要です。



そうすると、パートさんを多く雇っている会社さんは、かなりの**負担増**が予想されます。

おそらく 2~3 年後には、中小企業でも 20 時間以上働くパート社員への社会保険の加入が**義務化**されるでしょう。

では、そうなった場合に中小企業の保険料負担はどのようになるのでしょうか？

▼簡単に試算してみましょう！▼

たとえば、標準報酬 88,000 円のパート社員の場合、保険料率を 15% で計算すると、月の社会保険料は **13,200 円** になります。このようなパート社員を 10 名雇っている会社の場合、**毎月 132,000 円** の社会保険料負担が発生することに！

年間では **158 万 4000 円** です。

これまで社会保険料を支払っていなかった会社にとって、年間約 150 万円の負担はかなり厳しいでしょう。

保険料負担をカバーするためには、会社の利益を増やさなければなりません。

若き社労士の視点



150 万円の利益を出すためには、どの位の売上をあげなければならないのでしょうか？

その会社の利益率にもよりますが、少なく見積もっても、1000 万円以上の売上増が必要になるはず。しかも、それを毎年続けなければならないのです。中小企業にとっては、これは非常に厳しいことです。

このように考えると、社会保険料の負担というのは、非常に**大きな経営問題**であることがわかります。困ったものです。

少子高齢化も深刻化し、社会保障は完全に財源不足ですので、この流れは必然だと思われます。負担が増えることはあっても、減ることはないでしょう。

繰り返しになりますが、あと 2~3 年すれば必ずこのような状況になることが予想されます。知恵をしばるしかありません。現行の法律内で、工夫して立ち回るという発想が必要です。



例えば、

- 雇用形態を工夫して人材コストを効率的にするとか
- 無駄な残業の圧縮によって総人件費を下げるとか

最近の私は、そんな手助けをしたいと、メチャクチャ考えています！

助成金ゲット情報局

失敗しないための「初めの一步」

まずは情報源×6を知るべし！ 編

とにかく複雑な助成金ですが、誤解を恐れずにやさしい言葉で解説に挑みます。「これ、おいしいよ」と現金給付の魅力が実感できるはず！

「なぜ助成金を活用しないのですか？」

と私が質問すると、ほとんどの社長がこう言います。

「そもそも助成金の情報がない」



確かに、そうですね！

助成金をもらえない原因の一位は、「知らない」ということ
でしょう。情報がぜんぜん届いていない。

国が出す助成金の情報は、完全にオープンです。
厚生労働省のホームページにすべて公開されています。

でも、その文章が、とんでもなく、
複雑で膨大、わかりにくく、ピンとこない文章で…

忙しい社長が、とても読める内容ではないのです。
専門家である私でも、何度読んでも理解不能なことが、よくあります。これでは、公開していないも同然です。
(ぼやき)→「何とかならないのでしょうかね？」

そこで今回は、**あなたが助成金を知る手段**を伝授します。

助成金の情報の集め方について、
メリット・デメリットをまず知り、
さらに、この6つのリソース先の
特徴をよく知り、
あなたの好みでチャレンジしてみてください。



きっと今より、おいしい助成金の情報が手に入るでしょう！
もし、困ったことがあれば、私にお声かけください！

▼助成金の情報源×6▼

リソース先	メリット・デメリット	おすすめ度
書籍	毎年の改定・廃止が激しいので、商業ベースで成り立たないようで、ほとんど出版されず。おすすめは数冊だけ。古い情報、古い書籍に価値無し。図書館に並ぶ書籍は古すぎる。	△
ネット検索	「もう存在しない」助成金の情報が混在。古い情報と新しい情報の判別が難しい。ときに間違っている内容まである。 厚生労働省や労働局のサイトなら OK。ただ、わかりにくい。	×もしくは△
セミナー	主催がだれか？講師が誰か？に注目すべし。信頼のおける講師なら Good。行政のセミナーは書類の説明だけ。退屈で眠くなりがち。最近あやしげな FAXDM での無料セミナーの案内があるが、その目的を見極める必要あり。	×もしくは◎
コンサルタント	社労士資格のないコンサルタントは「もぐり」の可能性あり。なぜなら、厚生労働省の助成金は社労士しか許可されていない独占業務。多くのコンサルタントは他の目的があって近寄ってくることに注意。	×
社会保険労務士	唯一の専門家で安心。相談から申請代行まですべてを業として行っている。ただ、助成金業務を引き受けない社労士が約 60~70%存在するので、専門分野を確認する必要あり。	△もしくは◎
役所窓口	労働局、ハローワークの窓口で相談できる。リーフレットや手引きを入手できる。あくまで役所なので、気の利いた提案はないが、質問事項を整理して相談すれば Good。	○

編集後記



我が家の柴犬「テン」が困っています。
3歳になったこの秋、はじめての現象が起きました。

それは…

肛門がピンクに腫れてしまったのです。
見るからに「かゆそう」なんです。
人間なら手でかけるのでしょうか、
残念ながら犬には手が無いので無理。



仕方がないので、
肛門を舐めるしかありません。
でも、すこししか舌が届かず、なんか可哀そうなんです。

病院に連れていったけど、「もう少し様子を見ましょう」とのこと。症状は大したことがないようだけれど…
助けてやりたいけれど、やれることもなく…

かれこれ一カ月くらい、舐めています。最初はイライラして、体をよじっていましたが、だんだん体が柔らかくなって、舐めやすくなってきました(笑)。

「早く、健康な肛門に戻りますように！」

やっぱり健康第一ですね！



松本みつはる



～プロフィール～ 松本 光治 (まつもと みつはる)

社会保険労務士／労務最適化アドバイザー

悩みの深い労務＝『ひと』に関する解決策を 経営者目線で提案できる数少ない社労士。
(松本みつはる社会保険労務士事務所 代表／松本 SR 事務所合同会社 代表社員)

1971年(昭和46年)6月生まれ、45歳。埼玉県出身。現在ひたちなか市在住。
専修大学経済学部卒。外資系AIU損害保険会社を経て独立。
息子2人の子育てに苦戦中。悩み事:中年太りと腰痛。 趣味:柴犬と散歩。 好物:そば。

茨城県社会保険労務士会 登録番号 08110029 号
全国1000の社労士事務所のネットワーク正会員 PSRnetwork
中小企業福祉事業団会員
一般社団法人 ウェルフルジャパン会員

ご意見・ご相談をお寄せ下さい！

大学卒業から、一貫して法人営業の現場で育つ。年間優秀賞(2004年AIU)などのタイトルを獲得し、一見、順風満帆にみえた営業マン人生であったが、しだいに…結果を出しつづつも、心が折れ始める。「ただの押し売りなんじゃないか?」…と思ひ悩む日々、次第にジリ貧に…そして、東日本大震災、茨城で被災。人生最大のピンチ。約3週間の窮地「水なし・電気なし・電話なし、物流なし」を経験したことで、「もう一回すべてやり直したい」という想いに突き動かされる。「セールスは卒業し、もっと価値ある提案をしたい!」と一念発起、ゼロから社会保険労務士として開業。復興支援の気持ちで、中小企業の支援をコツコツ展開。経営者の「お困りごと」や「喜ぶこと」にスポットをあてたコンサルティングを実践。難解な法律論ではなく、わかりやすい現実論の提案が功を奏し、「助かったよ」という最高の褒め言葉をもらえるようになる。近年の実績としては、①過去5年間の助成金受給額→累計1億5000万円を突破。②労働トラブル相談→年間50件以上。③就業規則・雇用契約書の改善コンサル→累計40社以上…など。

【自由欄】感想・激励・意見・要望・お叱り…何でもけっこうです。FAX:029-212-5112へ

※今後の送付が不要な方は、お手数ですが以下に社名のみ記載しFAXでご一報ください。
→FAX:029-212-5112

□ ニュースレター配信停止 貴社名 _____ 様

松本みつはる社会保険労務士事務所

〒312-0013 茨城県ひたちなか市上野2-2-3 自宅兼事務所

T e l : 029-275-4700 (外出時は携帯へ転送) 携帯 : 090-3213-4754

F a x : 029-212-5112 (24時間受付)

メール : info@matsu-sharo.com (24時間受付)

ホームページ : <http://www.matsu-sharo.com>